

換 地 明 細 書

(一) 換地明細

所有者の住所及び 氏 名	従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地								記 事	
	所有権 の登記 の有無	郡 市		町 村 区		街 区 番 号	郡 市		町 村 区		所有権以外の権利 又は処分の制限で 既登記のもの			
		町又は は字	地番	地目	地積		町又は は字	地番	地目	地積	種別	部分		符号

(二) 法第89条の4の規定により換地を定めない処分の明細

イ 従前の土地及び借地権

所有権又は借地 権の登記の有無	土 地 の 表 示	土地について存 する権利の種別	権利者の住所及び氏名	摘 要

ロ 換地処分後の換地

表題登記又は所有 権の登記の有無	土 地 の 表 示	所有者の住所及び氏名	持 分	摘 要	登記の順位番号

(三) 第91条第3項の規定による処分の明細

イ 従前の土地

所有権の登記の有無	土 地 の 表 示	所有者の住所及び氏名	摘 要

備 考

- 1 「所有者の住所及び氏名」欄には、所有者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 従前の土地に係る郡市区町村並びに「町又は字」、「地番」、「地目」及び「地積」の各欄は、登記簿に登記された表示により記載すること。
- 3 「街区番号」欄には、換地図に記載された街区番号を記載すること。
- 4 換地処分後の土地に係る各欄には、換地（換地とみなされるものを含む。）、参加組合員に対して与えるべき宅地、保留地及び換地処分後の公共施設の用に供する土地について、該当事項を記載すること。
なお、換地を定めない従前の土地に対応する換地処分後の土地に係る各欄は、空欄にしておくこと。
- 5 「種別」、「部分」及び「符号」の各欄には、従前の土地について存する所有権以外の権利又は処分の制限で換地処分後の土地について存することとなるものについて、該当事項を記載すること。この場合において、「種別」欄には、その登記簿に登記された順位番号を冠記し、「部分」欄には、その目的となつている土地の部分の位置及び地積を記載すること。
なお、地役権については、「部分」及び「符号」の各欄を空欄とし、「記事」欄に土地区画整理登記令(昭和30年政令第221号)第5条の申請情報においてその内容を明らかにした旨を記載すること。
- 6 「記事」欄には、従前の土地又は換地処分後の土地につき、下記の場合に、それぞれその旨及び当該事項に関する換地処分の効果等について記載すること。
 - (1) 法第89条の2、法第89条の3又は法第89条の4の規定により換地を定める場合
 - (2) 法第89条の4、法第90条、法第91条第3項若しくは第4項若しくは法第95条第6項の規定により換地を定めない場合又は法第93条第3項の規定により金銭により清算する場合
 - (3) 法第92条第3項の規定により従前の土地について存する借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定めない場合又は法第93条第3項の規定により金銭により清算する場合
 - (4) 法第91条第1項若しくは第5項の規定により換地を定める場合又は法第92条第1項若しくは第4項の規定により借地権の目的となるべき土地若しくはその部分を定める場合
 - (5) 法第95条第1項の規定により換地を定める場合

- (6) 法第95条第3項の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる施設の用に供すべき土地として定める場合
 - (7) 法第95条の2の規定により参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合
 - (8) 法第96条第1項又は第2項の規定により保留地として定める場合
 - (9) 法第104条第5項の規定により地役権が消滅する場合
 - (10) 法第105条第1項又は第3項の規定により所有権が国又は地方公共団体に帰属する場合
 - (11) 法第105条第2項の規定により従前の権利が消滅する場合
- 7 (二)のイ及び(四)のイの調書中「土地の表示」欄には、従前の土地及び従前の借地権の目的となつている土地について、その所在、地番、地目及び地積を登記簿に登記された表示により記載すること。
- 8 「土地について存する権利の種別」欄には、従前の土地について存する所有権、地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。この場合において、既登記の借地権については、その登記簿に登記された順位番号を冠記すること。
- 9 「権利者の住所及び氏名」欄には、権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 10 (二)のイ及び(四)のイの調書中「摘要」欄には、従前の土地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。
- 11 「登記の順位番号」欄は空欄にしておくこと。
- 12 (二)のロ及び(三)の調書中「土地の表示」欄には、その所在、地番、地目及び地積を記載すること。
- 13 (二)のロ及び(三)の調書中「摘要」欄には、既登記の先取特権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記が存するときは、登記簿に登記された順位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。
- 14 (四)のロの調書中「土地の表示」欄には、建物の存する土地が2筆以上で、各筆の共有者及びそれぞれの共有持分の割合が相互に同一であるときは、各筆の土地の表示を連記すること。
- 15 (四)のロの調書中「摘要」欄には、換地処分後の土地の共有持分を与えられた従前の土地又は借地権について既登記の先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めを登記若しくは処分の制限の登記が存するときは、登記簿に登記された順

位番号を冠記し、その権利の種別を記載すること。

16 (四)のハの調書は、建物一棟ごとに作成し、その最下段に共用部分について記載すること。

17 「全体の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。

18 「区分所有の部分の表示」欄には、家屋番号並びに区分所有の部分の構造、種類、床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を記載すること。

19 「従前の土地について存する権利の種別」欄の記載については、8の例によること。

20 (四)のハの調書中「摘要」欄の記載については、15の例によること。

21 共用部分の記載については、「区分所有の部分の表示」欄に共用部分の家屋番号、構造、種類及び床面積を記載すること。

22 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとする。